

# 公 表

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定により実施した指定管理者監査の結果に対する措置状況の報告が岩倉市長からあったので、同条第 12 項の規定に基づきその内容を別紙のとおり公表する。

平成 30 年 2 月 27 日

岩倉市監査委員 内 藤 充  
岩倉市監査委員 堀 巖

○平成 29 年指定管理者監査の概要

1. 監査のテーマ 公の施設の指定管理者制度の運用について
2. 監査対象施設 岩倉市地域交流センター みどりの家
3. 監査対象団体 特定非営利活動法人わくわく体験隊
4. 監査対象課 教育こども未来部 子育て支援課
5. 監査の範囲
  - ・平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの事業のうち、指定管理料に係る出納その他の事務。
  - ・指定管理者指定の手續に係るものは上記以前の期間を含む。
6. 監査の期間 平成 29 年 10 月 27 日から平成 29 年 11 月 28 日まで
7. 監査結果公表日 平成 29 年 11 月 30 日
8. 措置通知受理日 平成 30 年 2 月 26 日

○指定管理者監査の結果に対する措置内容

報告書	指摘、留意、要望及び提案事項等	対応状況等
P5	使用料の減免又は割増しについては、公益性などその利用目的により判断されるべきであるが、事業内容でなく利用する団体ごとに判断されている傾向があるので留意されたい。	利用目的により判断するよう指定管理者と調整しました。
P6	出納関係帳簿は日々記帳し、現金残高と帳簿の一致は日ごとに確認されたい。	出納関係帳簿は日々記帳し、現金残高と帳簿を一致させるよう指定管理者と調整しました。
P6	施設の利用状況や活動報告、運営上の問題点等が協議されている地元区長、利用団体の代表者、児童館運営委員等との利用者会議の詳細な記録が残されていないため、記録の作成と保管を適切に行い、協議結果を今後の運営に役立てるよう配慮されたい。	今後は、利用者会議の議事録を作成し保管します。
P7	あらかじめ市の承認を受けて管理業務の一部を第三者に委託した場合、委託業務内容、委託先、委託金額等を市に届けることを管理業務仕様書で義務付けているが、平成 27 年度以降は承認手續を経ずに第三者との委託契約をしているので適切な処理をされたい。	今年度から実施しました。

(注) 講じた措置の内容は平成 30 年 2 月 26 日現在のものである。